

令和 7 ・ 8 年度

小規模工事(修繕)受注希望者
【随時】 登録申請書作成要領

よく読んで申請書に記入してください。

厚 木 市 総 務 部 契 約 検 査 課 工 事 契 約 係

〒243－8511 神奈川県厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号

電話 (046) 225－2080 (直通)

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

小規模工事（修繕）受注希望者登録制度のご案内

厚木市では、小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、小規模工事（修繕）受注希望者登録制度を設けております。令和7・8年度に参加を希望される方は、この要領に基づき登録申請をしてください。なお、令和7・8年度競争入札参加資格登録の工事の業種を申請している方は、小規模工事（修繕）受注希望者登録の申請はできません。

1 受注希望者資格

受注希望者は、次の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 厚木市内に住所がある個人事業者または市内に本店（本社）がある法人
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に定める欠格事項（契約締結能力がない者、不正行為をした者など）に該当しない者
- (3) 市長が別に定める税について、完納している者
- (4) 1年以上その事業を営んでいて、自らその施工ができる者（下請け不可）
- (5) 業務に必要な許可、資格等を有している者
- (6) 厚木市競争入札参加資格登録の工事の業種を申請していない者
- (7) 事業主又は法人の役員等が、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号。）第2条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等（以下「暴力団員等」という。）でない者

※ 地方自治法施行令第167条の4（抜粋）

第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第2項 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※ 厚木市暴力団排除条例第2条（抜粋）

第4号 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

第5号 暴力団経営支配法人等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの

イ 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

2 登録申請の方法

(1) 提出書類一覧表

	書類名称			発行機関	提出可否	
					法人	個人事業者
①	小規模工事（修繕）受注希望者登録申請書 兼納税状況調査及び暴力団員等調査同意書 （指定様式1 全3ページ）			厚木市ホームページからダウンロード又は市役所本庁舎1階の市政情報コーナーで複写（有料）	○	○
②	業務の概要 （指定様式2 全1ページ）				○	○
③	事業主・役員名簿（厚木市へ令和7・8年度競争入札参加資格定期認定の申請をされている方も提出してください）				○	○
④	【法人のみ】 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）			法務局	○	
⑥	【個人事業者が日本国籍の場合のみ】 代表者の身分（元）証明書			市区町村		○
	【個人事業者が外国籍の場合のみ】 住民票の写し			市区町村		○
	【個人事業者のみ】 代表者が成年被後見人等として登記されていないことの証明書			法務局		○
⑦	納税証明書 （直近1年分）	【法人の場合】	消費税及地方消費税 （その3の3）、（その3）、 （その1）のいずれか	税務署	○	
			法人事業税	県税事務所	○	
			法人県民税	県税事務所	○	
			法人市民税 （厚木市が発行する証明書は不要です）	市区町村	△ （該当する場合）	
			開設届写し（他の証明書で課税状況が確認できる場合は不要です）		△ （該当する場合）	
		【個人事業者の場合】	消費税及地方消費税 （その3の2）、（その3）、 （その1）のいずれか	税務署		○
			個人事業税	県税事務所		○
			市県民税 （厚木市が発行する証明書は不要です）	市区町村		△ （該当する場合）
	開業・廃業等届出書写し（他の証明書で課税状況が確認できる場合は不要です）				△ （該当する場合）	
⑧	許可証・資格者証等（業務に必要な場合）			各種機関	△ （該当する場合）	△ （該当する場合）
⑨	【工事を希望する場合のみ】 主任技術者資格の合格証明書等及び雇用確認書類			各種機関	△ （該当する場合）	△ （該当する場合）

※ 官公庁等が発行する証明書類は、申請日から3ヶ月以内に証明を受けたものとします。（コピー可）

※ 提出書類は、横書き、A4サイズとし、提出書類一覧表の番号順にして提出してください。

(2) 提出書類の注意事項

- ① 小規模工事（修繕）受注希望者登録申請書兼納税状況調査及び暴力団員等調査同意書
- ・ 記載例を参考に、**申請月初日**を基準として記入してください。
 - ・ 文字は、楷書で明瞭に書いてください。ただし、ゴム印を使用できる箇所は、使用しても結構です。
 - ・ 申請者は、本社の代表者となります。
 - ・ 「申請区分」の欄は、新規又は継続に○を付けてください。
 - ・ 「業者番号」の欄は、記入しないでください。
 - ・ 「登録を希望する工事の種別」については、登録希望の欄に○を付けてください。
 - ・ 「かながわ電子入札共同システムへの登録」の欄は、令和7・8年度の登録について、有または無に○を付けてください。
 - ・ 日付は、申請書を提出する日とします。
 - ・ 商号又は名称、代表者職氏名及び作成者氏名には、ふりがなを付してください。また、所在地及び商号又は名称については、登記上のものを記入し、個人事業主については、代表者の住民登録地を記入してください。ただし、電話番号は、作成者の所属する部署を記入してください。
- ② 業務の概要
- ・ 年間工事完成高については、営業に係る直前1年分を記入してください。
 - ・ 最も得意としている業種については、複数の業種の登録を希望する方のみ記入してください。
 - ・ 得意としている具体的仕事内容については、できるだけ詳しく記入してください。
- ③ 事業主・役員名簿
- ・ 厚木市へ令和7・8年度競争入札参加資格定期認定の申請をされている方も提出が必要です。
 - ・ 次のいずれかの許可等を有している場合は、役員名簿の提出は不要ですので、許可証等の写しを提出してください。
 - 産業廃棄物収集・運搬業許可証
 - 産業廃棄物処分業許可証
 - 警備業認定証
 - 自動車解体業許可証
 - 自動車破碎業許可証
- ④ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【コピー提出可】
- ・ 法人のみ提出してください。
 - ・ 法務局で交付されます。
- ⑤ 身分（元）証明書（代表者が外国籍の場合は、住民票の写し）及び成年被後見人等として登記されていないことの証明書【コピー提出可】
- ・ 個人事業者のみ提出してください。
 - ・ 身分（元）証明書は、本籍地の市区町村で交付されます。
 - ・ 外国籍の方の住民票の写しは、住民登録地の市区町村で交付されます。
 - ・ 登記されていないことの証明書は、法務局で交付されます（窓口で申請する場合は全国の法務局・地方法務局の本局（支局や出張所は不可）、郵送で申請する場合は東京法務局のみ）。後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要です。
- ※ これらの証明書は、交付されるまでに時間を要する場合がありますので、受付期間内に間に合わない場合は、契約検査課までご相談ください。
- ⑥ 納税証明書【コピー提出可】
- ・ 法人の場合：「消費税及地方消費税」は住所地（納税地）を所轄する税務署、「法人事業税」及び「法人県民税」は県税事務所で交付されます。
 - ・ 個人事業者の場合：「消費税及地方消費税」は住所地（納税地）を所轄する税務署、「個人事業税」は県税事務所で交付されます。
 - ・ 営業に係る直前1年間における所轄税務署の発行する証明書を添付してください。ただし、決算期を変更している場合は、2期分の証明が必要となります。
 - ・ 納税額が確定していないため、証明書の交付が受けられない場合は、前決算期に対して課税され

納付した税目に係る納税証明書を添付してください。

- ・ 非課税の場合は、その証明書又は営業に係る直前1年間の収入の確定申告等（受付印のあるもの）の写しを提出してください。
- ・ 厚木市で発行される法人市民税、市県民税の納税証明書については提出不要です。
- ・ 事業所を開設してから初回納税時期が未到来の場合は、厚木市へ提出した法人設立開設届（個人事業主の場合は個人事業の開業・廃業等届出書）の提出が必要です。

⑦ 許可証・資格者証等

- ・ 業務に必要な許可証・資格者証を有している場合は、その写しを添付してください。（工事を希望する場合は主任技術者の資格証等が必要です。）

⑧ 建設業法等の資格等

- ・ 小規模工事を希望する方のみ提出してください。
- ・ 建設業法においては、建設業許可を受けた者が建設工事を施工する場合には、工事現場における施工技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者を置かなければならないとされていますが、厚木市では建設業許可を受けていない場合についても、履行確保の観点から主任技術者の配置を求めています。代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている者の、技術者の資格証等及び社会保険の写し等の雇用が確認できるものを提出してください。

⑨ 入札参加資格登録辞退届（工事請負）

- ・ 厚木市へ令和7・8年度競争入札参加資格定期認定の申請（工事請負）をしている場合で令和7・8年度小規模工事（修繕）受注希望者登録申請する場合に、提出してください。

(3) 書類の提出方法

【郵送の場合】

- ・ 封筒には「**小規模工事（修繕）受注希望者登録申請書在中**」と明記して、**簡易書留**で送付してください。
- ・ 送付先
〒243-8511
厚木市中町3丁目17番17号
厚木市役所 総務部 契約検査課

【窓口を持参の場合】

- ・ 受付場所
厚木市役所 総務部 契約検査課（本庁舎3階南側）

【メールの場合】

- ・ 件名には「小規模工事（修繕）受注希望者登録申請」と明記して送付してください。
- ・ 提出先 shikaku@city.atsugi.kanagawa.jp

受付期間：令和7年3月13日（木）から令和9年2月1日（月）まで（必着）

（窓口を持参する場合は、月曜日から金曜日まで（休日を除く）の8:30～12:00、13:00～17:15の間に御来庁ください。）

申請書書式：市のホームページ（[ホーム > しごと・産業 > 入札・契約 > 小規模工事（修繕）](#)）からダウンロードしてください。また、申請書は、本庁舎3階の市政情報コーナーでコピー（有料）も可能です。

3 審査・登録・契約について

(1) 書類等の不備

書類等に不備があった場合は、こちらから連絡をしますので、指定された方法で提出してください。（なお、審査に時間がかかりますので、連絡が遅くなる場合があります。御了承ください。）

(2) 審査結果

申請された内容について資格審査を行い、適格と認めた場合は登録名簿に記載します。**登録の確認については、厚木市ホームページ又は市役所本庁舎3階市政情報コーナーにて登録名簿を御確認ください。適格と認められない場合は申請者に連絡します。**

なお、登録された内容のうち本店の商号又は名称、代表者職氏名、所在地、電話番号、登録業種について、公表させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 登録の有効期間

・毎月1日（1日が土曜、日曜、祝日等の閉庁日の場合は翌開庁日）までに提出された申請書について審査し、適格と認めた日の翌月1日に名簿登録します。有効期間は、名簿に登録した日から令和9年3月31日までです。（この登録は、あくまで見積り合わせに参加する資格登録であり、指名や契約を保証するものではありません。）

(4) 登録事項の変更等

・登録名簿に登録された方で、登録事項に変更があったときや事業を廃止したときは、小規模工事（修繕）受注希望者登録事項変更届・廃止届を速やかに提出してください。

(5) 登録の取り消し

・登録名簿に登録されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますので、ご注意ください。

ア 「1 受注希望者資格」の各号のいずれかに該当しなくなった場合

イ 経営状況が著しく不良となり、契約を締結することが不相当と認められる場合

ウ 虚偽又は不正な方法によって登録を受けたことが明らかになった場合

エ 契約又はその営業に関し、不正又は不誠実な行為等があった場合

(6) 契約について

・契約金額が10万円を超える場合は、契約書又は請書を作成し提出してください。

なお、契約締結後（受注後）の辞退はできませんのでご注意ください。

・現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

(7) 請負代金の支払い

・施工完了後の検査に合格後（手直しがあった場合はその完了後）、請求に基づき支払います。支払いは、小規模工事の場合は正当な請求を受けた日から40日以内、小規模修繕の場合は正当な請求を受けた日から30日以内です。なお、前払金や部分払金はありません。

問合せ、登録受付先

〒243-8511（厚木市役所専用郵便番号）

厚木市中町3丁目17番17号

厚木市 総務部 契約検査課 工事契約係

TEL (046) 225-2080

FAX (046) 223-4058

E-mail shikaku@city.atsugi.kanagawa.jp